

○ふじみ衛生組合における次世代育成 支援対策推進法及び女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律の 特定事業主等を定める規則

(平成28年7月20日)
規則第4号)

改正 令和2年5月29日 規則第7号

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等)

第1条 次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項に規定する地方公共団体の長で規則で定めるものは、管理者とし、管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第1項に規定する地方公共団体の長で規則で定めるものは、管理者とし、管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日規則第7号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。